

広情個審第10号

令和2年6月2日

広島市長 松井 一實 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会

会長 田邊 誠

保有個人情報不開示決定に係る審査請求に対する決定について（答申）

令和元年8月23日付け広西生第366号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第70号事案）

答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諮問事案】

令和元年8月23日付け広西生第366号の諮問事案（諮問第70号事案）

平成30年10月17日付けの保有個人情報開示請求に対し、広島市長（以下「実施機関」という。）が同年12月6日付け広西生第906号で行った保有個人情報部分開示決定（以下「本件部分開示決定」という。）に対する平成31年2月22日付け審査請求

1 審査会の結論

本件部分開示決定において不開示とした情報のうち、別表の「開示すべき部分」欄に掲げる部分は開示すべきである。

なお、その他の不開示とした情報について、不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

審査請求人（以下「請求人」という。）の審査請求書等及び口頭意見陳述における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

実施機関が請求人に対して行った本件部分開示決定を取り消し、対象文書の全部を開示するよう求める。

(2) 審査請求の理由

ア 実施機関の収集した資料と請求人及び代理人の調査結果を照合することで、両者の理解の相違点が明確になり、収入認定や費用徴収を行うとの判断の妥当性も明らかとなる。

仮に、収入認定がされ、費用徴収の決定がなされると、請求人は広島市に対して多額の金銭を返還する義務を負うことになり、請求人や請求人が養育する子2名（以下これらを合わせて「請求人等」という。）の今後の生活に重大な影響を及ぼす。

また、実施機関は、請求人が収入を申告していなかったことについて警察への相談の可能性を示唆していた。仮に、実施機関の誤った判断により、請求人が刑事責任を問われることになれば、請求人等の生活に重大な影響を及ぼす。

以上より、実施機関による収入認定や費用徴収を行うとの判断の妥当性は慎重に検討すべきであり、その根拠資料及び判断過程の公正性を明らかにすべきである。本件開示請求の対象文書は、実施機関の判断の公正性及び請求人の主張の正当性を明らかにし、請求人等の重大な権利利益保護のために必要不可欠な資料であるといえる。

したがって、対象文書を開示する必要性は極めて高いといえる。

イ 広島市個人情報保護条例（平成16年広島市条例第4号。以下「条例」という。）第11条第2号に該当する場合であっても、同号ただし書きウに該当する情報については、開示しなければならない。その場合には、不開示により保護される開示請求者以外の特定の個人の利益と開示により保護される「人の生命、健康、生活又は財産」とを比較衡量して、後者が前者に優越するときには、開示を義務付けることとしている。

なお、この条項における「人」は、開示請求人本人に限られていないから、開示請求者が開示された情報を用いて、他者の「生命、健康、生活又は財産」を保護することができる場合を含むとされていることから、開示の必要性を検討する場合においては、請求人本人の生命等への影響だけでなく、請求人以外の者の生命等への影響も考慮すべきである。

実施機関により部分開示されたケース記録表は、マスキングされた部分が多いため、開示によって請求人の親や前夫等のいかなる利益が害されるかが明らかではない。なお、請求人の母親は、ケース記録表の平成30年8月9日欄にあるとおり、請求人の実施機関への説明の際に同行するなど、本件における請求人の主張・立証に協力的であることからすれば、ケース記録表記載の情報を不開示とすることにより保護される利益は想定し難いことも考慮すべきである。

他方、前記アのとおり、対象文書の開示の必要性は極めて高く、開示による請求人等の利益は極めて大きい。

したがって、対象文書にかかる情報は、条例11条第2号により不開示とすべき情報ではない。

ウ 条例第11条第4号の「支障」の程度は、名目的なものでは足りず、実質的なものが必要であり、「おそれ」も、抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の蓋然性が要求される。

また、内閣府情報公開・個人情報保護審査会平成18年3月1日答申によれば、すでに本人（請求人）に伝えている事実経過等に関する情報は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第14条第7号柱書の不開示情報には該当しないとされている。条例第11条第4号も同様の趣旨で規定されたものであり、前記解釈に従うべきである。

エ 本件部分開示決定に記載された理由からは、実質的な支障の程度や法的保護に値するか否かという点は明らかではなく、部分開示されたケース記録表はマスキング部分が多く、実質的な支障の程度や法的保護に値するか否かの検討が不可能である。他方、前記アのとおり、開示による請求人等の利益は極めて大きい。

オ また、実施機関が開示しないとした部分について、既に請求人に伝えている部分が含まれている可能性がある。同部分は、前記答申に照らし、不開示情報には該当しないといふべきである。

カ 以上より、対象文書にかかる情報は、条例第 11 条第 2 号又は第 4 号の不開示情報には当たらず、本件不開示決定には理由がない。

キ 仮に、不開示情報に当たるとしても、実施機関による収入認定や費用徴収を行う判断は、請求人等の重大な権利利益と関わるものであり、その根拠資料及び判断過程を明らかにする必要性は高い。

したがって、条例第 13 条に基づく裁量的開示が認められるべきである。

3 実施機関の主張の要旨

実施機関の説明書及び口頭意見陳述における主張は、次のとおりである。

本件部分開示決定において不開示とした文書は、被保護世帯の状況や経過、保護決定の根拠等を記載するケース記録票のうち、請求人の親や前夫等に係る情報、金融機関への調査等に係る情報、福祉事務所内で協議した内容に係る情報及び福祉事務所職員の所感である。

このうち、請求人の親や前夫等に係る情報は、請求人以外の個人情報であり、請求人以外の特定の個人を識別できるおそれがあるため不開示とした。

金融機関への調査等に係る情報については、通報を受けて市が行う調査の手法及び内容に関する情報が含まれており、当該資料を開示することにより、今後の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため不開示とした。

また、福祉事務所内で協議した内容に係る情報及び福祉事務所職員の所感については、福祉事務所としての対応方針等が含まれており、今後の事務の遂行の支障となるおそれがあるため不開示とした。

4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

(1) 本件不開示決定における不開示情報について

当審査会が見分したところ、本件開示請求に対して開示しないこととした情報（以下「本件不開示情報」という。）は、被保護世帯の状況や経過、保護決定の根拠等を記載する「保護決定の過程」及び「ケース記録票」のうち、審査請求人の親や前夫等に係る情報、金融機関への調査等に係る情報、福祉事務所内で協議した内容に係る情報及び福祉事務所職員の所感のほか、請求人が福祉事務所の職員に話した内容や、福祉事務所の職員が請求人に伝えている内容等であった。

(2) 条例第 11 条第 2 号の規定について

条例第 11 条柱書きは、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開

示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。」と規定し、同条第2号は、不開示情報として、「開示請求者以外の個人に関する情報（中略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定している。

ただし、第11条第2号ただし書きの規定により、次の情報は不開示情報から除くこととされている。

- ア 法令の規定により開示請求者が閲覧することができることとされている情報
- イ 開示することについて、当該個人が同意していると認められる情報
- ウ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
- エ 当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 条例第11条第2号の該当性について

ア 実施機関は、本件不開示情報のうち、請求人の親や前夫等に係る情報等は、請求人以外の個人情報であり、請求人以外の特定の個人を識別できるおそれがあるため、条例第11条第2号に該当し、不開示とした旨主張する。

イ しかしながら、当該不開示情報のうち、請求人が福祉事務所の職員に話した内容や、福祉事務所の職員が請求人に伝えている内容については、請求人が既に知っている情報であることから、開示すべきである。

また、「保護決定の過程」の「調査項目」欄に記載されている情報等は、生活保護申請者に対して一般的に行う調査項目等が記載されているに過ぎないなど、不開示とする理由がないことから、これらも併せて、別表のとおり開示すべきである。

ウ 当該不開示情報のうち、前記イの情報以外の情報については、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当すると認められる。

エ なお、請求人は、当該不開示情報が条例第11条第2号ただし書きのウに該当し、比較衡量の結果開示をされるべき旨主張する。

しかしながら、当該不開示情報のうち、前記イを除いた情報を開示することが、請求人等の生命、健康、生活又は財産の保護に直接結びつくとは認められない。

また、当該不開示情報のうち、前記イを除いた情報を開示した場合は、通報者への不当な働きかけ等が行われる可能性を否定できない。

したがって、当該不開示情報のうち、前記イを除いた情報は、条例第11条第2号ただし書きのウに該当するとは認められない。

オ 以上のことから、当該不開示情報のうち、前記イに該当する情報は開示すべきである。

それ以外の情報については、条例第11条第2号に該当し、同号ただし書きのいずれにも該当しない。

(4) 条例第11条第4号の規定について

条例第11条柱書きは、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。」と規定し、同条第4号は、不開示情報として、「本市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより（中略）当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定している。

(5) 条例第11条第4号該当性について

ア 本件不開示情報のうち、実施機関は、金融機関への調査等に係る情報、福祉事務所内で協議した内容に係る情報及び福祉事務所職員の所感は、今後の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第11条第4号に該当し、不開示とした旨を主張する。

イ しかし、当該不開示情報のうち、請求人が実施機関に話した内容や、実施機関の職員が請求人に伝えている内容については、請求人が既に知っている情報であり、開示することで適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。また、保護決定の過程の「調査年月日」、「場所」、「被面接者」、「事項」、「調査項目」、「番号」に記載された内容のうち、既に請求人が知っている情報や既に公表されている内容を基に作成された情報と認められるものについては、開示することで適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

ウ 当該不開示情報のうち、金融機関への調査等に係る情報は、仮にこれが開示されることになると、通報を受けた実施機関がどのような調査を行うのかが明らかになる結果、調査を回避するような対策が取られるなど、正確な事実の把握を困難にし、今後の生活保護費の支給事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

エ また、当該不開示情報のうち、福祉事務所内で協議した内容に係る情報及び福祉事務所職員の所感は、検討段階の情報であり、仮にこれが開示されることになると、憶測や誤解を招くなど、今後の生活保護費の支給事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

オ したがって、当該不開示情報のうち、前記イに該当する情報は開示すべきである。

それ以外の情報については、条例第 1 1 条第 4 号に該当すると認められる。

(6) 条例第 1 3 条の規定について

条例第 1 3 条は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該個人情報を開示することができる」と規定している。

(7) 条例第 1 3 条の適用について

請求人は、条例第 1 3 条の規定により、本件不開示情報を開示すべきであると主張する。

しかしながら、開示した場合は通報者への不当な働きかけ等が行われる可能性は否定できないことのほか、仮に今後、請求人に対する不利益処分が行われたとしても、当該処分の妥当性について不服がある場合は、当該処分に対して審査請求等を提起して争うことが可能であること等を踏まえると、本件不開示情報を開示する必要性が特に高いとはいえず、条例第 1 3 条を適用することが適当であるとはいえない。

(8) 結論

以上のとおり、本件不開示情報のうち、前記 4(3)イ及び 4(5)イに掲げる部分は開示するべきである。

それ以外の情報については、条例第 1 1 条第 2 号及び第 4 号に該当し、条例第 1 3 条に該当しないことから、不開示とした決定は妥当である。

5 まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

対象公文書	開示すべき部分
保護決定の過程	請求人との面接の場所及び事項 (29. 10. 4) (29. 10. 10)
	「調査項目」欄に記載されている情報
	「番号」欄に記載されている情報
ケース記録	請求人が福祉事務所の職員に話した内容
	「年月日」欄に記載されている情報（「記事」欄の情報を開示している場合に限る。）
	「項目」欄に記載されている情報（「記事」欄の情報を開示している場合に限る。）
	福祉事務所の職員が請求人に伝えている内容

別紙 1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
R 1 . 8 . 2 3	広西生第 3 6 5 号の諮問を受理 (諮問第 7 0 号で受理)
R 1 . 1 0 . 1 8 (第 1 回審査会)	第 1 部会で審議
R 1 . 1 1 . 1 5 (第 2 回審査会)	第 1 部会で審議
R 1 . 1 2 . 2 0 (第 3 回審査会)	第 1 部会で審議
R 2 . 2 . 2 1 (第 4 回審査会)	第 1 部会で審議
R 2 . 3 . 1 9 (第 5 回審査会)	第 1 部会で審議
R 2 . 4 . 1 0 (第 6 回審査会)	第 1 部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿
(五十音順)

氏 名	役 職 名
片 木 晴 彦 (部会長)	広島大学大学院人間社会科学研究科教授
ジョージ・R・ハラダ	広島経済大学経済学部教授
濱 野 滝 衣	弁護士